

[事案 23-59] 特約前納保険料金額確認請求

・平成 23 年 11 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

60 歳時に払い込む「特約一括前納保険料」について、設計書記載の金額よりも高くなることが分かった。設計書には、金額が変動する文言の記載がないので、「特約一括前納保険料」は設計書記載通りの金額であることを確認する申立てがあったもの。

<申立人の主張>

下記の理由のとおり、60 歳保険料払込満了時の「特約一括前納保険料」については、昭和 64 年 1 月に終身保険に加入した際に提示を受けた設計書記載の保険料であることの確認を求める。

- (1) 保険設計書に 60 歳時に払う「特約一括前納保険料」が明記されている。パンフレットにも設計書にも「特約一括前納保険料」が変更になることが記載されていない。
- (2) 平成 13 年 4 月の「生命保険契約確認書」には、保険の条件は加入時と同じと書いてある。
- (3) 前納割引率が変わったのも、平成 23 年 3 月まで知らされなかった。
- (4) 保険加入時には設計書に基づき説明を受けた。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、「特約一括前納保険料」は、払い込み時点における前納割引率を適用した保険料をお支払いいただく必要があることから、申立人の請求には応じられない。

- (1) 「特約一括前納保険料」は、「約款」において「会社の定めるところにより一括して前納してください」としている。
- (2) 終身保険事業方法書において、契約者から保険料の前納の申出があるときは、会社は将来の保険料の全部又は一部を会社所定の割合で割引し、これを前納保険料として預かることができるとし、この場合の預り利率は「会社所定の利率とする」としている。
- (3) 当社は平成 13 年 5 月付にて、金融庁に対し、平成 13 年 7 月以降に収納する前納保険料について、前納割引率として年 1 %を適用する届出を行っている。
- (4) 「特約一括前納保険料」は、実際の払込時の前納割引率に基づいて算定することから、申立人の主張する「変更」にあたらぬ。
- (5) 平成 13 年 4 月の「生命保険契約確認書」は、社名変更において「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」に記載された契約内容に変更がないことを伝えたものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面にもとづき審理を行い、和解の斡旋を行ったところ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。